

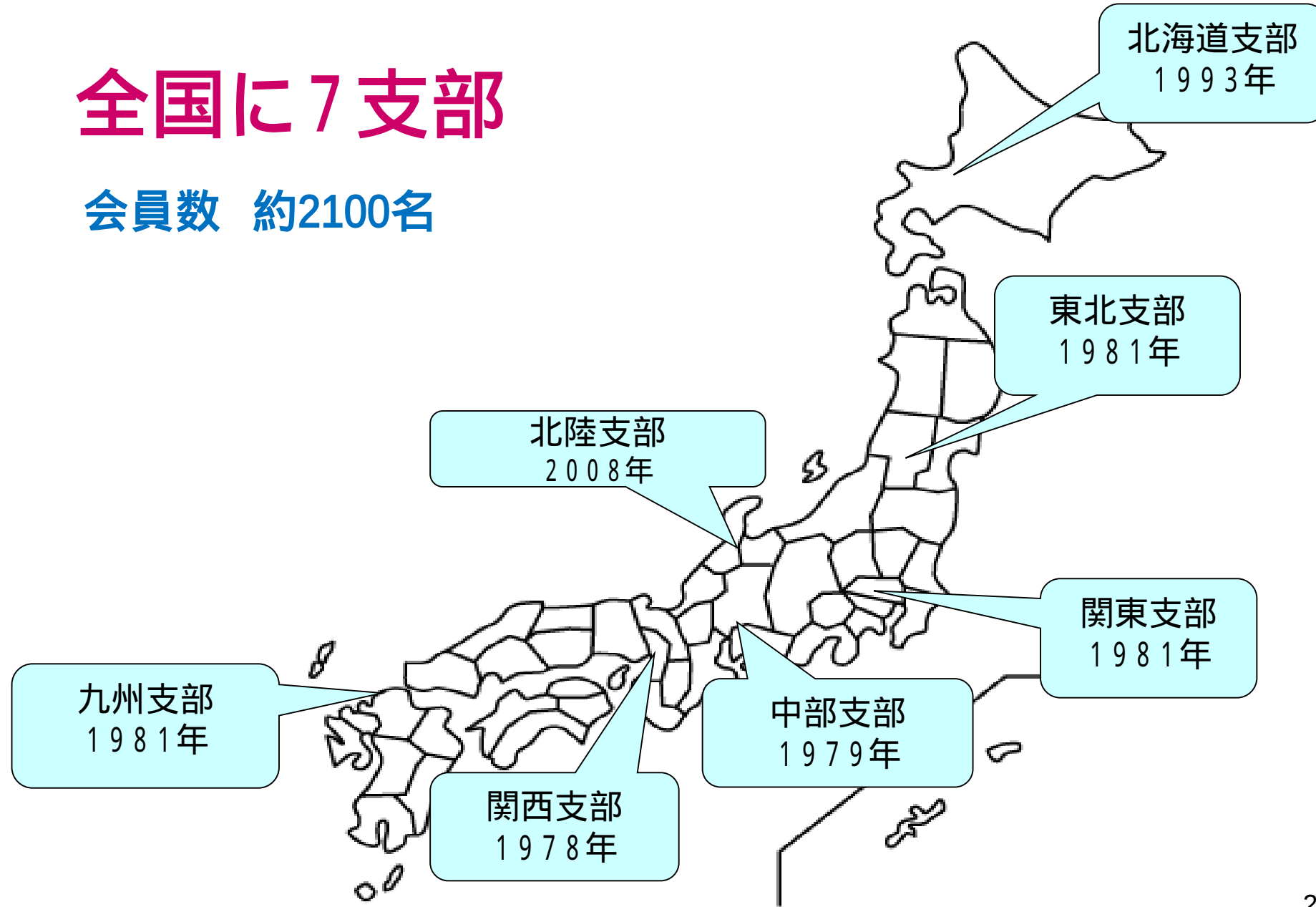
若年層への 消費者教育の取り組み



平成28年12月8日(木)
公益社団法人全国消費生活相談員協会

全国に7支部

会員数 約2100名



本協会の活動

消費者被害の救済を図り、広く消費者被害の未然防止・拡大防止のために様々な活動を展開している。

- 週末電話相談・電話相談110番
 - 消費生活相談員の資質の向上
 - 消費者啓発・消費者教育
 - 出前講座、冊子作成等情報提供
 - 適格消費者団体として差止請求等
 - 行政・事業者・消費者との連携

若年層への消費者教育

自主事業

- 全相協消費者出前講座
- 教材作成(幼児から高齢者まで多種多様)

受託事業(自治体等からの依頼)

- 幼稚園児・保育園児向け講座
- 小学生・中学生・高校生・大学生等向け講座
- PTA向け講座
- 教員向け講座
- 各種教材作成

全相協消費者出前講座(若年者向)実施実績

平成27年度

87件

受講者数 7876人

小学校(28件) 中学校(8件) 高校(23件)
大学(11件) その他PTA等(17件)

平成28年度(11月30日現在)

47件

受講者数 4725人

小学校(9件) 中学校(4件) 高校(10件)
大学(10件) その他PTA等(14件)

消費者教育教材

紙芝居(幼児用)



小学生用ワーク集



消費者啓発講座入門



リーフレット



学習指導案



民法の成年年齢を 18 歳に引下げることに反対する意見書

平成 28 年 9 月 30 日

公益社団法人全国消費生活相談員協会

理事長 吉川萬里子

意見

民法の成年年齢を 18 歳に引き下げることに反対します。

理由

1 消費生活相談の状況

本協会では、本部、関西事務所、北海道事務所において、週末電話相談室を開設し年間 3000 件弱の相談が寄せられています。平成 26 年度では、2666 件のうち、契約当事者が 10 歳代 68 件、20 歳代 427 件、平成 27 年度では、2845 件の相談のうち、契約当事者が 10 歳代は 131 件、20 歳代は 437 件と急増しており、全体の中で占める割合も、10 歳代から 20 歳代は約 2 割を占めています。

また、消費者委員会第 1 回 成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループに提出された国民生活センターの PIO-NET に基づく資料によると、19 歳が 33745 件、20 歳が 65205 件と、20 歳になった途端に相談件数が急増しています。若者全体において、アダルト情報サイトや出会い系サイトの相談がトップとなっていますが、20 歳になると、フリーローン・サラ金、エステサービスが出現します。

そして、取引方法からみた相談件数では、通信販売では 3.2 倍、店舗購入では 6.7 倍であるところ、マルチ取引では 21.8 倍となっており、事業者が 20 歳になるのを待ってアプローチしている様子がわかります。

消費生活相談においては、特定商取引法の適用のない取引も多く、また、消費者契約法においてもつけ込み型の取引の手当てが不十分な中、未成年者契約は、未成年者取消し権により救済されることが多い反面、20 歳になった途端、一度契約してしまった場合の被害救済は時間がかかり困難を極めています。

2 消費者教育の状況

一方、消費者基本法に消費者教育を行うことを定め、消費者教育推進法が施行されて時間が経過していますが、先の資料で 18 歳から 22 歳までのこの数年の相談件数の推移をみると、20 歳の相談件数は常に 1 万件を超えており、消費者教育、消費者施策の効果が出ているとは言い難い状況です。

本協会では、「全相協出前講座」として無料で消費者教育・啓発講座を行っていますが、学校関係からの依頼は少なく、実質的に消費者教育が行われているのは、消費者教育に関心

のある教員がいる場合に限られていると考えられます。

3 若年層について

若年層は社会的経験が少なく、交渉力ありません。勧誘する際の虚偽説明の可能性など想像することも少なく、一度契約してしまったら契約を解消する方策を検討することもできないことが多く、高齢者と同様に悪質事業者のターゲットにされています。基本的には、20歳よりも18歳、19歳はもっと経験がなく、判断力も不足しています。未成年者の時にアプローチして、20歳になるまで関係を続け、未成年者取消し権を使えないよう、20歳になった時に契約させることもよく見られます。

さらに、インターネット広告やSNSがきっかけとなったり、アフィリエイト、ドロップシッピング内職、バイナリーオプションなど、さまざまなアプローチ、新しいサービスが次々と出てくる状況において、応用力がなくトラブルに巻き込まれています。

現状において成年年齢を引き下げた場合、現在の20、21歳のトラブルがそのまま18歳、19歳に発生するばかりか、経験、判断力、交渉力がより不足していることから、消費者被害の拡大が容易に想像できます。

4 成年年齢を引き下げる前に行うべきことについて

若年層に対する消費者教育を強力に推進する必要があります。

教員自身の学習の場を提供し、指導方法、教材の活用方法を早急に学んでいただきたい。同時に、外部の専門家を活用する仕組みを作り、消費者教育導入のハードルを下げる必要があります。

現段階においても実質的な消費者教育がスタートしたとは言えず、今後、一定の消費者教育がなされるのは、最低でも5年はかかると推測します。

これまで、すべての消費者は消費者教育を受ける機会が少なく、自らを守る、周りを見守る、適切な商品・サービスを選択するなどの意識が欠如していることが多く、それが消費者被害の原因の一つとなっています。若年層の消費者教育こそが今後の消費者被害の未然防止となります。消費者庁と文科省との連携、自治体と教育委員会との連携、行政と消費者団体と事業者団体等との連携による消費者教育を、早急に推進していく必要があります。

特定商取引法、消費者契約法における手当が必要です

知識、経験、財産の適合性のない者への勧誘の規制強化及び、その民事効果として取消権の付与が必要と考えます。

5 本協会週末電話相談室に寄せられた相談から

20歳になった途端に、複雑な仕組みの悪質な取引、虚偽の説明による契約トラブルに巻き込まれています。成年年齢が引き下げられた場合、こうしたトラブルがそのまま19歳以下に発生することが容易に想像できます。

< 事例 1 >

消費者金融で借金を申し込んだが審査が通らなかったため、インターネットで融資してくれる会社を探した。インターネットで審査を申し込んだら、その会社から電話がかかってきた。「あなたが返済を遅延したことがあるので、信用を作るためにスマートフォンを2台契約して信用を作らなくてはならない。携帯電話を送ってくれたら70万円を貸す」と言われた。今日、携帯電話ショップでスマートフォンを契約し送ったが、詐欺ではないかと心配になった。

(23 歳 給与所得者)

< 事例 2 >

高校生の時にスカウトされた事務所から音楽をやらないかと電話があった。興味があると伝えたと別の芸能音楽事務所を紹介された。その芸能音楽事務所と所属契約を交わしオリジナルCD製作のため50万円の自社割賦契約を結んだ。帰宅後、高額なので両親に報告したところ契約を反対された。解約したい。

(20 歳 給与所得者)

< 事例 3 >

成人式で再会した友人に食事に行こうと誘われて出かけた先で、ネットワークビジネスに勧誘された。その後何度も話を聞き1週間前に70万円の商品を購入する契約をした。9日後に商品が代引きで届くことになっている。自分で使用した後、2人に紹介すると報酬を得られるらしい。解約できるか。

(20 歳 給与所得者)

< 事例 4 >

昨日の夜遅く知らない業者が布団をクリーニングすると言って来訪した。布団を見せたらダニがいて使えないと言われたため、布団一式70万円の契約をした。後から高額と思い、掛け布団は取り消して敷布団だけの契約にした。しかしやはり高額なので解約したい。

(22 歳 給与所得者)